

東一両・東二両の組合員に対する 不当処分を撤回せよ！ 会社の不誠実な対応に交渉打ち切る！

第 7 回 2 0 0 5 年度協約改定交渉

本部は、9月14日「第7回協約改定交渉」をおこないました。冒頭、東一両・東二両の組合員に昨日、訓告、嚴重注意処分が出されたことに対し、本部は、処分が出されたことに抗議し、撤回を求めました。しかし、会社は「個別のことである」「協約改定の団体交渉にそぐわない」と不誠実な対応に終始したため「職場内における労働組合としての正当な組合活動に対し処分は認められない」と主張し、交渉を打ち切りました。

組合：議論に入る前に昨日、東一両・東二両の組合員に出された処分の撤回を求める。

会社：個別のことであり処分の撤回を求められても回答できない。

組合：処分を出したことについて本社としての見解を明らかにせよ。

会社：この場で明らかにするつもりもないし、この場はそのような議論をする場ではない。

組合：まさに今日議論する、1項目（東一・東二両ボーナスカット理由を聞きに行くという行為に対して、会社からの抗議書について）2項目（東一・東二両、新横浜事業管理所の抗議行動に対しての顛末書の強要）は処分の理由にもあげられている内容についてである。処分の撤回も併せて議論すべきである。

会社：処分について不服があるなら苦情処理という場を設けている。その場を活用すればよい。

組合：当然、苦情は申告する。しかし、団交の場で議論しないことは認められない。

会社：繰り返すがこの場で議論するつもりはない。地方の苦情処理で議論すべきだ。

組合：明らかに不当な処分であり個別の議論ではない。議論しないのであればこれ以上議論できない。打ち切る。

会社：団交を拒否するということか。

組合：団交を拒否するのではない。議論を打ち切るということである。

会社：各項目について議論する場を設けたにもかかわらず、一方的に議論を打ち切ることは団交拒否である。

組合：処分の撤回も含めて議論するといっている。個別の問題として議論しない会社が問題である。議論を打ち切る。

以 上

本部は、東一両・東二両の組合員に対する処分の撤回を求めましたが、会社は個別の問題であるとして議論を拒否しました。このような不誠実な会社の対応を認めることはできません。したがって、議論を打ち切り退席しました。今後、不当処分撤回に向け本部は交渉を進めていきます。